

「くまものおいしい牛肉キャンペーン」運営業務仕様書

1 委託業務名

「くまものおいしい牛肉キャンペーン」運営業務

2 委託業務の目的

当協議会では、例年、県産牛肉3銘柄の更なる認知度向上及び消費拡大を目的に、「くまものおいしい牛肉キャンペーン」実施している。近年では、本キャンペーンは、回数を重ねるごとに応募総数も増え、着実に認知されてきているところである。

今回、県産牛肉3銘柄の更なる認知度向上及び消費拡大につなげることを目的として、キャンペーンを実施する。

3 委託業務の内容

(1) キャンペーンの企画立案業務

- ・キャンペーンのサブタイトル：

キャンペーンのサブタイトルを提案すること。“くまものおいしい牛肉キャンペーン”という文言は必ず入れることとし、消費者の心をつかむようなタイトルとする。

例) ○○○くまものおいしい牛肉キャンペーン、

くまものおいしい牛肉キャンペーン～○○○～など

- ・企画内容：

企画書に記載のキャンペーンの応募方法に加えて、応募総数を増やすための企画があれば追加提案可能とする。

- ・キャンペーン実施予定期間

令和7年9月29日（月）から11月29日（金）

(2) キャンペーンイベントの企画立案業務

- ・キャンペーン参加店舗のうち、イベントへの協力店舗を選定し、イベント内容を企画する。イベントでは県産3銘柄牛肉のいずれかを使用したメニュー等作成、その料理の提供等を必須とする。

- ・イベント実施予定期間

キャンペーン期間内の7～10日程度

※契約上限額（予定額）の範囲内で期間の変動は認めることとする。

(3) PR 資材等の作成

- ・参加店舗に設置するキャンペーンPRのための、ポスター、応募はがき、応募はがき回収ボックスの作成は必須とする。また、その他の資材の追加提案も可能とする。

- ・3（1）で提案した企画実施のために必要な資材やシステム構築等があれば、提案するものとする。

- ・デザインにくまモンを使用する場合は、事務局と連携して申請事務を行うものとする。

(4) 参加案内及び集計

- ・協議会事務局（以下、「事務局」）から提供される「熊本県産牛肉取扱指定店リスト」に基づき熊本県産牛肉取扱指定店（約 250 店）への参加案内を FAX またはメールにて案内を行い、参加希望店舗を取りまとめたデータで集計するものとする。

※集計するリストには、参加店舗ごとの住所、郵便番号、各資材の送付枚数を記載する。

(5) 参加店舗への PR 資材の発送

- ・3 (3) の取りまとめたデータに基づき、店舗等へ PR 資材の発送を行う。

※発送する際は、本業務で作成した資材の他に、事務局から提供するその他 POP 等の資材、事務局からの通知文も併せて発送すること。

※各店舗への送付枚数については、なるべく固定の単位での発送を想定。

(6) 広告による PR 業務

- ・店頭ポスターによる広告以外に、新聞や広報誌による宣伝や、SNS 広告による宣伝、ブロガーによる宣伝等、広告による PR 広報を 2 種以上実施する。

(7) 賞品の確保・発送業務

- ・応募ハガキを保管し、抽選会において選ばれた「当選者はがき」に記載される情報をリスト化し、その当選者に対し、事務局からの鑑文を付して賞品の発送を行う。

※ただし、お肉については、協議会と連携して決めたところに発注、そこから発送するものとする。費用については、委託費用の中に含める。

但し、企画コンペ実施要領の「4 委託費」に記載しているとおり、キャンペーンの商品代及びキャンペーンイベントで使用了食材にかかった費用については、別途 J A くまもと肉牛銘柄推進協議会と調整（契約等）を行うこととする。

※当選者の重複を防ぐため、賞品の発送前に、当選者情報のリストを事務局に提供し、協議をおこなう。

※企画書に記載のある賞品の価格は、送料・税込みとするが、商品券は、作成する種類（封書形式、はがき形式）によって送料が異なることから、送料については別途考慮するものとする。その他賞品の確保・発送にかかる経費はすべて費用に含めることとする。

(8) 応募者のリスト化

- ・応募者全員分の応募ハガキの情報をリスト化し、事務局に提供することとする。（参考：前回応募総数 約 6,800 通（前回は契約期間内に 2 回実施しているため、平均値を記載））
- ・リスト化する項目は、必要最小限（想定：住所※市町村単位、職業、店舗等、コメント）とする。

(9) 報告書の作成

- ・キャンペーンが完了した時点で完了報告書を作成するものとする。また、報告書中において効果検証を行うこと。

4 作成する資材の内容

(1) キャンペーンポスター（必須）

- ・作成枚数：300枚～
- ・カラー刷り
- ・別添の企画書に記載がある以下の事項は必ず記載すること。
キャンペーン名、期間、賞品、応募方法、シールイメージ、応募宛先、応募締切日、当選発表時期、問い合わせ先、共催名、キャンペーン参加店舗はHP掲載であること。

(2) 店舗応募用キャンペーンはがき（必須）

- ・作成枚数：2.5万枚～
- ・カラー刷り
- ・ポスターに記載の内容を同様に記載する。
- ・表面には、応募者の氏名、住所、電話番号、職業、利用店舗等を記載する欄を設け、裏面には、シールを1枚張り付けられるスペースを設けること。

(3) 店舗設置用応募ボックス（必須）

- ・作成枚数：150枚～
- ・カラー刷り
- ・キャンペーン名の記載は必須とする。

※その他、追加提案した資材については作成を行うものとする。

※(1)～(3)は、参加店舗に配布する数量を見込んでおり、3(1)で企画提案する企画に必要な追加資材については、別途予算の範囲内で考慮する。

※また、作成数量については、参加店舗数により変動する可能性があること考慮する。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月13日（金）まで

6 実績報告及び支払請求

全ての業務が完了したら、完了報告書と支払請求書（任意様式）を事務局に提出すること。但し、業務の途中であっても資材作成費など、必要な場合概算払も可能とする。その場合は、事前に事務局と概算払額の協議を行い、事務局が認めたもののみ可能とする。

7 その他

(1) 成果品の著作権は熊本県産牛肉消費拡大推進協議会に帰属する。

(2) 成果品について、協議会が今後実施する下記用途での使用を認める。Web広告、店頭用ビデオ、街頭ビジョン、シネアド、新聞・雑誌広告、交通広告、屋外・屋内広告(展示・イベント会場等含む)、POP広告、ダイレクトメール広告、カレンダー広告、新聞折込み広告、チラシ広告、パンフレット広告、その他の販売助成物全般(催事を含む)およびこれらに準ずるもの

- (3) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (4) 協議会は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。